

那珂川市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 那珂川市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

改 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 令和 8 年度

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (供用開始後18年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	31.7 人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有 (御笠川那珂川流域下水道に接続)
処理区数	1区(御笠川処理区)		
処理場数	0		

広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<p>○広域化 那珂川市は単独で終末処理場を保有しておらず、流域下水道に接続して福岡県の保有する御笠川浄化センターで処理しています。</p> <p>○共同化 下水道使用料の賦課徴収事務(上水道のみを使用の利用者)を春日那珂川水道企業団に委託することで事務の効率化、経費の削減を図っています。</p> <p>○最適化 集合処理区域(下水道区域)か個別処理区域(浄化槽区域)かは、地理的条件に加え整備費用および維持管理費用を経済比較して決定し、個別処理区域では市町村設置型の浄化槽事業を実施しています。</p>
-----------------------	---

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料は2ヶ月毎に算定し、 汚水量に応じて基本使用料と従量 使用料の合計額を算出し、10円未満 は切り捨てます。	下水道使用料の算定方法 (1期2ヶ月分 税込)																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料</td> <td style="text-align: center;">1 m³～</td> <td style="text-align: center;">20 m³</td> <td style="text-align: center;">3,190円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">1 m³につき</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">従量使用料</td> <td style="text-align: center;">21 m³～</td> <td style="text-align: center;">40 m³</td> <td style="text-align: center;">181円50銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">41 m³～</td> <td style="text-align: center;">80 m³</td> <td style="text-align: center;">198円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">81 m³～</td> <td style="text-align: center;">200 m³</td> <td style="text-align: center;">225円50銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 m³～</td> <td style="text-align: center;">400 m³</td> <td style="text-align: center;">258円50銭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401 m³～</td> <td style="text-align: center;">600 m³</td> <td style="text-align: center;">286円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">601 m³～</td> <td style="text-align: center;">2,000 m³</td> <td style="text-align: center;">330円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,001 m³～</td> <td style="text-align: center;">10,000 m³</td> <td style="text-align: center;">363円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,001 m³～</td> <td></td> <td style="text-align: center;">390円50銭</td> </tr> </table>	基本使用料	1 m ³ ～	20 m ³	3,190円	+					1 m ³ につき			従量使用料	21 m ³ ～	40 m ³	181円50銭	41 m ³ ～	80 m ³	198円	81 m ³ ～	200 m ³	225円50銭	201 m ³ ～	400 m ³	258円50銭	401 m ³ ～	600 m ³	286円	601 m ³ ～	2,000 m ³	330円	2,001 m ³ ～	10,000 m ³	363円	10,001 m ³ ～		390円50銭
	基本使用料	1 m ³ ～	20 m ³	3,190円																																			
+																																							
	1 m ³ につき																																						
従量使用料	21 m ³ ～	40 m ³	181円50銭																																				
	41 m ³ ～	80 m ³	198円																																				
	81 m ³ ～	200 m ³	225円50銭																																				
	201 m ³ ～	400 m ³	258円50銭																																				
	401 m ³ ～	600 m ³	286円																																				
	601 m ³ ～	2,000 m ³	330円																																				
	2,001 m ³ ～	10,000 m ³	363円																																				
	10,001 m ³ ～		390円50銭																																				

業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用との区別はありません。				
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用との区別はありません。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,340円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,909円
	令和元年度	3,410円		令和元年度	3,934円
	令和2年度	3,410円		令和2年度	3,920円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における1ヶ月20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	令和3年度体制		事業		
	役職		公共下水道事業	損益勘定	4
	課長	1		資本勘定	1
	係長	2	特定環境保全公共下水道事業	損益勘定	1
	係員	6		資本勘定	1
	合計	9	個別排水処理施設整備事業	損益勘定	1
				資本勘定	1
			合計		9
事業運営組織	<pre> graph LR A[管理者(市長)] --- B[都市整備部] B --- C[下水道課] C --- D[業務担当] C --- E[工務担当] </pre>				

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	なし
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析:別紙1のとおり

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付しています。

1. 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率(%) 【経常損益】

算出式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
指標の意味	下水道使用料や一般会計からの繰入金などの経常的な収入で維持管理費や支払利息などの経常的な費用をどのくらい賄えているかを表す指標です。
分析の考え方	単年度の収支が黒字であることを示す100%以上であることが必要です。

	H30	R01	R02
那珂川市	100.11	100.12	100.12
類似団体平均	98.03	101.38	100.30
【分析】 100%を超えており、健全な経営状態です。			

② 累積欠損比率(%) 【累積欠損】

算出式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
指標の意味	営業収益に対する累積欠損金(累積赤字)の状況を表す指標です。
分析の考え方	累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。

	H30	R01	R02
那珂川市	0.00	0.00	0.00
類似団体平均	179.15	360.63	254.91
【分析】 累積欠損金はないため、当該指標の表示はありません。今後も欠損金が増えることがないように適正な経営を行っていきます。			

③流動比率(%)【支払能力】

算出式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
指標の意味	短期的(1年以内)の債務に対する支払能力を表す指標です。
分析の考え方	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を表す100%以上であることが必要です。

	H30	R01	R02
那珂川市	117.71	126.09	108.56
類似団体平均	131.48	75.33	64.17
【分析】 100%を大きく超えており、健全な経営状態です。また類似団体平均値よりも大幅に上回っています。			

④企業債残高対事業規模比率(%)【債務残高】

算出式	$\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{下水道使用料収入}} \times 100$
指標の意味	1年間の下水道使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。
分析の考え方	明確な数値基準はありませんが、投資規模・料金水準を類似団体と比較することで現状を把握することができます。

	H30	R01	R02
那珂川市	1871.11	2221.41	2002.45
類似団体平均	1269.15	1087.96	1209.45
【分析】 平成19年度から事業開始し工事は完了に近づいています。類似団体平均値との比較では高い水準となっています。			

⑤経費回収率(%)【料金水準の適切性】

算出式	$\frac{\text{下水道使用料収入}}{\text{汚水処理費(公費負担分は除く)}} \times 100$
指標の意味	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。
分析の考え方	使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。

	H30	R01	R02
那珂川市	100.14	100.18	100.14
類似団体平均	63.97	59.67	55.93
【分析】 100%を超えており、健全な経営状態です。			

⑥汚水処理原価(円)【費用の効率性】

算出式	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分は除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$
指標の意味	有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、資本費・維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。
分析の考え方	明確な数値基準はありませんが、類似団体と比較することで現状を把握することができます。

	H30	R01	R02
那珂川市	596.92	482.41	520.29
類似団体平均	256.82	270.60	289.60
【分析】 類似団体平均値と比較して高くなっています。管渠の効率的な修繕等、維持管理費の削減に努めます。			

⑦施設利用率(%)【施設の効率性】

算出式	$\frac{\text{晴天時一日平均水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
指標の意味	処理場が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、処理場の利用状況や適正規模を判断する指標です。
分析の考え方	明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。

	H30	R01	R02
那珂川市	-	-	-
類似団体平均	37.46	37.65	36.71
【分析】 汚水処理施設を所有していないため、当該指標の表示はありません。			

⑧水洗化率【使用料対象の捕捉】

算出式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
指標の意味	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置している人口の割合を表した指標です。
分析の考え方	公共用水域の水質保全や使用料収入の増加の観点から100%であることが望まれます。

	H30	R01	R02
那珂川市	80.54	80.77	86.27
類似団体平均	67.46	67.37	70.05
【分析】 類似団体平均値と比較しても高い水準にあります。今後も公共用水域の保全・使用料収入の増のため水洗化率の向上に努めます。			

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)【施設全体の減価償却の状況】

算出式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿減価}} \times 100$
指標の意味	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。
分析の考え方	明確な数値基準はありませんが、類似団体と比較することで現状を把握することができます。一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築・更新の必要性を推測することができます。

	H30	R01	R02
那珂川市	10.35	12.41	14.51
類似団体平均	15.02	13.20	15.82

【分析】
本市の特定環境保全公共下水道事業は、平成19年度より供用開始しているため、類似団体平均値と比較すると低い水準にあります。

②管渠老朽化率(%)【管渠の経年化の状況】

算出式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
指標の意味	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。
分析の考え方	明確な数値基準はありませんが、類似団体と比較することで現状を把握することができます。一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築・更新の必要性を推測できます。

	H30	R01	R02
那珂川市	0.00	0.00	0.00
類似団体平均	0.00	0.00	0.00

【分析】
法定耐用年数を経過した管渠はないため、当該指標の表示はありません。

③管渠改善率(%)【管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況】

算出式	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
指標の意味	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。
分析の考え方	明確な数値基準はありませんが、類似団体と比較することで現状を把握することができます。数値が2%の場合、すべての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。

	H30	R01	R02
那珂川市	0.00	0.00	0.00
類似団体平均	0.09	0.06	0.02

【分析】
改善が必要な管渠はないため、当該指標の表示はありません。

2. 経営の基本方針

本市の下水道事業は、快適な公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に、昭和49年に公共下水道事業に着手し、都市計画区域外においては、平成15年に特定環境保全公共下水道事業に着手しました。令和2年度末時点で下水道の整備率(整備区域面積/認可区域面積)は89.41%となっています。また、下水道計画区域外では平成24年に市町村設置型浄化槽事業である個別排水処理施設整備事業に着手しました。これら3つの事業を那珂川市下水道事業会計で一体的に経営を行っています。今後も安定したサービスを提供し続けるために健全な経営が必要があることから以下のことに取り組んでいきます。

○計画的な事業執行

昭和50年に供用開始し、現地点で耐用年数を過ぎた管渠はないものの46年を経過していることから管渠等の老朽化が進んでおり、今後は改築・更新や修繕等に多額の費用がかかると考えられることから、ストックマネジメント計画を策定し、その計画を基に調査、施設の改築・更新を行い、経費の削減、平準化を図ります。

○収入の確保

住民の節水意識の向上や節水機器の普及により使用(有収)水量は減少傾向になることが予測され、今後、使用料収入の大幅な増加は見込めないため、使用料の収納率向上、滞納整理の強化を図ります。

○水洗化の促進

下水道の整備は終盤に差し掛かっているため利用者の大幅な増加は見込めないが、引き続き整備済み地域における下水道未接続者に対し、接続を促します。

また、浄化槽事業対象区域においては事業の利用(浄化槽の設置)を促進し、水洗化率の向上を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙2のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○汚水に関する投資

整備(新設)については、完了予定です。

改築・更新については、平成29年度に策定したストックマネジメント計画に基づき行う予定です。

○雨水に関する投資

特定環境保全公共下水道事業の区域での雨水事業は該当がありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

○使用料収入

未整備区域がまだ存在し、整備を進めることで利用者が増加することや、整備済み地域の未接続者へ接続を促すことで水洗化率も向上するため使用料収入は増加するものの、水洗化率がある一定まで向上すれば、住民の節水意識の向上や節水機器の普及により減少傾向になる見込みです。

○企業債

整備(新設)の建設費用の財源として企業債を発行する予定です。

○国・県補助金

国や県の補助金の対象になる費用については、優先的に補助金を使用します。

○一般会計からの繰入金

一般会計からの繰入金は、汚水私費雨水公費の原則に基づき、雨水にかかる費用についてのみ一般会計から繰入れているため、雨水事業のない特定環境保全公共下水道事業での繰入金はありません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項

令和3年度予算と同額で計上しています。

○修繕費に関する事項

令和3年度予算と同額で計上しています。

○その他の経費に関する事項

令和3年度予算と同額で計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>○広域化 継続して単独で終末処理場を保有せずに流域下水道に接続して福岡県の保有する御笠川浄化センターで処理します。</p> <p>○共同化 継続して下水道使用料の賦課徴収事務(上水道のみを使用の利用者)を春日那珂川水道企業団に委託することで事務の効率化、経費の削減を図っていきます。</p> <p>○最適化 平成27年に策定した汚水処理構想で設定した区域で下水道事業および浄化槽事業を行います。</p>
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を基に、調査・改築を行うことで投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	予定なし
その他の取組	予定なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現地点で料金改定の予定はありませんが、4～5年おきに現行料金の検証を行います。
資産活用による収入増加の取組について	予定なし
その他の取組	予定なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	予定なし
職員給与費に関する事項	職員数の大幅な見直しは予定していません。
動力費に関する事項	予定なし
薬品費に関する事項	予定なし
修繕費に関する事項	管渠やポンプの老朽化の状況によっては修繕費が増加する可能性があります。その場合には、計画を見直します。

委託費に関する事項	管渠やポンプの老朽化の状況によっては調査・設計の委託費用が増加する可能性があります。その場合には、計画を見直します。
その他の取組	予定なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、事後検証を行うとともに3～5年に一度見直しを行い、PDCAサイクルで本経営戦略の事後検証、更新を行います。
---------------------	---